

情 個 審 答 申 第 4 号

平成 3 0 年 2 月 1 4 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 高 木 絹 子

熊本市情報公開条例第 1 8 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 8 年 1 0 月 1 9 日付け、契政発第 3 3 7 号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

平成 1 7 年度から平成 2 7 年度までに実施機関において把握している市職員のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する相談又は処分の件数、内容及び対応を示す文書の文書等開示請求拒否決定（不存在）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について

別 紙

諮問第 3 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否決定（不存在）は妥当である。

第 2 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、平成 17 年度から平成 27 年度までに実施機関のうち当該決定を行った労務厚生課（以下「労務厚生課」という。）において把握している「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」等の「〇〇ハラスメント」の件数（実際に処分を下したものだけでなく、相談を受け付けたり、指摘されたりして把握しているものを含む。）、その内容及び処分や対応についてわかる文書を開示請求したことに対し、労務厚生課が文書等開示請求拒否決定（不存在）（以下「本件処分」という。）を行ったことについて、本件処分の取消を求めたものである。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

労務厚生課は市の人事異動の権限を有しており、異動案作成にあたり様々な事項を考慮するうえで、開示請求したような内容の文書を一切保有していないということはありません。不当な処分である。

2 労務厚生課の主張

労務厚生課が、弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

労務厚生課には人事異動の権限はなく、異動案作成も行っていないため、開示請求された内容を保有する立場にない。なお、労務厚生課は、平成 27 年度以前は人事課に属していたが、開示請求された内容の文書を人事課から引き継いでいない。

また、労務厚生課衛生管理室については、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱に基づき、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情相談窓口の 1 つとされているが、過去に衛生管理室においてセクシュアル・ハラスメントの苦情相談を受けた実績がないため、同室において開示請求された内容の文書は保有していない。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等について

審査請求人が労務厚生課に対し開示を求めている文書等は、平成17年度から平成27年度までに労務厚生課において把握している市職員のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等（以下「セクハラ等」という。）に関する相談又は処分の件数、内容及び対応を示す文書（以下「本件文書」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、労務厚生課が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件文書について

審査請求人及び労務厚生課の主張を踏まえ、労務厚生課は本件文書を保有していないという本件処分の妥当性につき検討する。

(1) 人事異動の権限について

労務厚生課（総務厚生課の厚生部門と人事課の給与部門を引き継いで平成28年度に新設された。）の事務分掌には、職員の人事に関する項目はなく、人事異動の権限を有していない。よって、労務厚生課が人事異動案作成のために本件文書を保有しているとは認められない。

(2) 相談窓口の設置について

職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱第4条第10号及び職場におけるパワー・ハラスメントの防止に関する要綱第4条第9号によると、労務厚生課衛生管理室は、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに関する苦情相談の相談窓口である。しかし労務厚生課は、第3の2に記載のとおり、セクハラ等についての苦情相談の実績がないため本件文書を保有していないと主張する。

当審議会が、実施機関のうち諮問を行った契約政策課（以下「審査庁」という。）に確認したところ、労務厚生課及び労務厚生課衛生管理室の保有するパソコン端末やキャビネット内の文書等を網羅的に検分したが、審査請求人が開示を求める文書等の存在は確認できなかったということであった。当審議会は、審査庁に在籍し労務厚生課において検分を行った職員に対して、聞き取りを行ったが、検分の手法・程度が不十分であるとの判断には至らなかった。

(3) 本件文書の存否について

以上のことから、労務厚生課が本件文書を保有していないという主張に不自然・不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらない。よって、労務厚生課が本件文書を保有していないとする本件処分は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	高木	絹子
会長職務代理者		大江	正昭
委	員	馬場	啓
委	員	澤田	道夫
委	員	魚住	弘久

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 2 8 年 1 0 月 1 9 日	熊本市長から諮問を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
平成 2 8 年 1 1 月 9 日	諮問の審議を行った。
平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日	諮問の審議を行った。
平成 2 9 年 1 月 1 1 日	諮問の審議を行った。
平成 2 9 年 3 月 8 日	答申案の審議を行った。
平成 2 9 年 4 月 1 2 日	答申案の審議を行った。
平成 2 9 年 5 月 1 0 日	答申案の審議を行った。
平成 3 0 年 2 月 1 4 日	答申案の審議を行った。